

有害物質混入防止のための手順書 （輸入粗飼料）

（例）

〇〇〇株式会社

作成年月日： 年 月 日
改訂年月日： 年 月 日
 ・
 ・
 ・
改訂年月日： 年 月 日

1. 目的

本手順書は、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドラインの制定について」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知）に定める「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の規定に従い、輸入粗飼料の安全性を確保するために実施する業務の手順を定める。

2. 輸入粗飼料の規格の遵守状況の確認とリスク評価

- (1) (輸入業者)は、以下の項目を考慮して輸入粗飼料の規格を記載した一覧表（別紙1）を作成し、保存する。
 - ① 農林水産省令で基準値が定められている物質（残留農薬等）
 - ② 通知で基準値が定められている物質（重金属）
 - ③ 通知により指導が行われている物質（エンドファイト毒素、硝酸態窒素）
 - ④ その他必要と思われる物質
- (2) (輸入業者)は、輸入粗飼料の供給者と別紙1の規格に適合した輸入粗飼料が供給されることを担保する契約、同意書、覚書等（定期的な自主検査（輸入業者団体による検査を含む。）の実施により代替できる。）を結び、これを保存する。
- (3) (輸入業者又はその指定した者)は、契約等の有無、生産国の実状、粗飼料の種類等に応じて、海外の農場、倉庫等に出向くなどにより以下の点を確認し、別紙2に記録し、保存する。
 - ① 輸入粗飼料の規格への適合性
 - ② 輸入粗飼料の安全性に係る情報（害虫の発生状況、農薬等の使用状況、生育状況等）
- (4) (輸入業者又はその指定した者)は、海外の農場、倉庫等に出向けない場合、電話、電子メール又はFAXなどを利用し、以下の点を確認し、別紙2に記録し、保存する。
 - ① 輸入粗飼料の規格の適合性
 - ② 輸入粗飼料の安全性に係る情報（害虫の発生状況、農薬等の使用状況、生育状況等）
- (5) (3)、(4)に基き、輸入粗飼料のリスク評価を行う。
- (6) 輸入業者又はその指定した者は、安全性に係る情報のうち、重要と考えられるものについては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターを通じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告する。

3. 品質管理

(1) 体制

品質管理の責任者は、(役職名等)とする。また、担当者は、(役職名等)とする。

- (2) 飼料等の品質管理（試験）を委託する場合には、責任者は、実績等を考慮し適切な品質管理（試験）が行える先を選定し、文書による契約（又はそれに準じるもの）を結び保存する。

- (3) 責任者又は担当者は、別紙 3 によりサンプルを採取した場合は、別紙 4 に記録し、保存する。サンプルは、ロットを代表するサンプルを適切な方法で採取する。
- (4) 採取した検体について別紙 3 の試験を実施した場合は、その結果等を別紙 4 に記録し、保存する。
- (5) 責任者は、(2) の試験結果に異常が認められた場合には、(内部の決裁手順を記入) した上で、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部飼料管理課に報告する。

4. 苦情処理

(1) 体制

苦情処理の責任者は、(役職名等) とする。また、担当者は、(役職名等) とする。

- (2) 責任者又は担当者は、製造業者等から取り扱う輸入粗飼料に含まれる有害物質に関する苦情があったときは、次の業務を行う。

- ① 苦情に係る事項の原因を究明し、苦情元への対応を含む所要の措置を講じる。
- ② 苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置等を記載した別紙 5 を作成して保存する。
- ③ 担当者が①又は②の業務を実施した場合は、責任者に報告する。

- (3) 責任者又は担当者は、(2) の業務を行った場合は、(内部の決裁手順を記入) を行う。

5. 回収処理

(1) 体制

回収処理の責任者は、(役職名等) とする。また、担当者は、(役職名等) とする。

(2) 回収の手順

- ① 責任者は、当該粗飼料が回収の対象となるかどうかを判断する。
- ② 回収する場合は、回収する粗飼料の名称、管理番号又は本船名、コンテナ番号等)、回収方法等を販売先に連絡し、他の粗飼料への混入が起きないように留意しながら輸送・保管を行う。
- ③ 責任者は、回収した粗飼料の処置を検討し、適切な措置を講じる。
- ④ 責任者は、①～③の内容について、別紙 6 に記入し保存する。
- ⑤ 農林水産省が有害畜産物の生産又は家畜等への被害のおそれがあると判断し、その連絡を受けた場合も、①～④の対応を行う。

- (3) 回収を行った場合は、原則として回収の理由及びその内容について、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部飼料管理課を通じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告し、その写しを保存する。

6. 教育訓練

(1) 体制

教育訓練の責任者は、(役職名等) とする。また、担当者は、(役職名等) とする。

(2) 教育訓練の内容及び記録

責任者又は担当者は、以下の研修会等のいずれかを関係社員に受けさせ、別紙 7

に記録するし、保存する。なお、技術取得のための現場での訓練（On the job training : OJT）については、その部門における在籍期間を記録し、保存する。

- ① OJT
- ② 飼料等の安全性に係る情報の周知
- ③ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター主催の研修会参加
- ④ 農林水産省の発出する法令等の周知
- ⑤ その他（ISOなどの品質管理マネジメントに関する研修等）

7. 輸入粗飼料の輸送及び保管に関する手順

(1) 体制

- ① 輸入粗飼料の輸送の責任者は、（役職名等）とする。また、担当者は、（役職名等）とする。
- ② 輸入粗飼料の保管の責任者は、（役職名等）とする。また、担当者は、（役職名等）とする。

(2) 輸入粗飼料の輸送の担当者は、次の業務を行う。

- ① 有害物質が混入しないように輸送を行うこと。
- ② 濡れないように輸送を行うこと。
- ③ ねずみ、衛生害虫等をできる限り防除すること。
- ④ 輸送する輸入粗飼料の名称及び管理番号（又は本船名、コンテナ番号等）を確認すること。また、確認するために必要な書類を保存すること。
- ⑤ ①～④の事項に違反するような事項が発生した場合には、責任者に連絡し、適切な措置を講じる。

(3) 輸入粗飼料の保管の担当者は、次の業務を行う。

- ① 有害物質が混入しないように保管を行うこと。
- ② 濡れないように保管を行うこと。
- ③ ねずみ、衛生害虫等をできる限り防除すること。
- ④ 保管する輸入粗飼料の名称及び管理番号（又は本船名、コンテナ番号等）を確認すること。また、確認するために必要な書類を保存すること。
- ⑤ ①～④の事項に違反するような事項が発生した場合には、責任者に連絡し、適切な措置を講じる。

(4) 輸送又は保管を委託する場合には、委託先が（1）～（3）が規定された手順書を備えていることを確認し、備えていない場合は備えるよう依頼する。

8. 記録の保存

（輸入業者又はその指定した者）は、本手順書における記録を、作成の時から○年間（2年間以上の特定の年数を設定すること）保存する。記録の保存については、電子的な保存も可能であるがアクセス権限を制限するなど容易に書き換えが行えない、又は書き換えた場合に記録が残るよう記録の信頼性を確保できる方法で保存する。

有害物質混入防止のための手順書（輸入粗飼料、例 別紙1）

**飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドラインに
基づく輸入粗飼料の規格の例**

I 農林水産省令で基準値が定められている物質

○農薬

● γ -BHC	・牧草→0.4ppm
●2,4-D	・牧草→260ppm
●BHC (α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC 及び σ -BHC の総和)	・牧草→0.02ppm
●DDT (DDD 及び DDE を含む)	・牧草→0.1ppm
●アセフェート	・牧草→3ppm
●アトラジン	・牧草→15ppm
●アラクロール	・牧草→3ppm
●アルジカルブ	・牧草→1ppm
●アルドリン及びディルドリン (総和)	・牧草→0.02ppm
●イミダクロプリド	・牧草→6ppm
●エチオン	・牧草→20ppm
●エンドリン	・牧草→0.01ppm
●カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ (総和)	・牧草→0.7ppm
●カルバリル	・牧草→250ppm
●カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル (総和)	・牧草→10ppm
●カルボフラン	・牧草→13ppm
●グリホサート	・牧草→120ppm
●グルホシネート	・牧草→15ppm
●クロルピリホス	・牧草→13ppm
●シアナジン	・牧草→0.01ppm
●ジカンバ	・牧草→200ppm
●ジクロルボス及びナレド (総和)	・牧草→10ppm
●ジクワット	・牧草→100ppm
●シハロトリン	・牧草→0.6ppm
●シフルトリン	・牧草→3ppm
●シマジン	・牧草→9ppm
●ジメトエート	・牧草→2ppm
●ダイアジノン	・牧草→10ppm
●チアベンダゾール	・牧草→10ppm
●デルタメトリン及びトラロメトリン (総和)	・牧草→5ppm
●テルブホス	・牧草→1ppm
●トリシクラゾール	・牧草→5ppm
●パラコート	・牧草→5ppm
●パラチオン	・牧草→5ppm
●フィプロニル	・牧草→0.2ppm
●フェニトロチオン	・牧草→10ppm
●フェンバレレート	・牧草→13ppm
●フェンプロパトリン	・牧草→20ppm
●プロモキシニル	・牧草→0.1ppm
●ヘプタクロル	・牧草→0.02ppm

●ペルメトリン	・牧草→55ppm
●ペンタゾン	・牧草→3ppm
●ペンディメタリン	・牧草→0.1ppm
●ホスメット	・牧草→40ppm
●ホレート	・牧草→1.5ppm
●マラチオン	・牧草→135ppm
●メチダチオン	・牧草→12ppm

II 通知で基準値が定められている物質

○重金属等

●鉛	・牧草→3.0ppm
●カドミウム	・牧草→1.0ppm
●水銀	・牧草→0.4ppm
●ひ素	・牧草（稲わらを除く）→2ppm ・稲わら→7ppm

III 通知により指導が行われている物質

○その他

●硝酸態窒素	・スーダングラス等→概ね0.1%以下
--------	--------------------

注) 硝酸態窒素については、全給与飼料中の濃度で給与を調整することができるが、その場合には以下のガイドラインを参考にすること。

飼料中硝酸塩濃度のガイドライン（乾物中 ppm）	
硝酸態窒素濃度	飼料の給与
1,000 以下	給与しても安全
1,000～1,500	妊娠していなければ安全
1,500～2,000	乾物量で総飼料の50%以下なら安全
2,000～3,500	乾物量で総飼料の35%以下なら安全
3,500～4,000	乾物量で総飼料の25%以下なら安全だが、妊娠牛には給与しない
4,000 以上	中毒の恐れがある

農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所 安全性研究チーム 「家畜中毒情報」 <http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poisoning/NO3-limit.html>

○かび毒

●エルゴバリン	・ペレニアルライグラス及びトールフェスク→500ppb 程度
●ロリトレム B	・ペレニアルライグラス及びトールフェスク→2000ppb 程度

注) エルゴバリン及びロリトレム B については、複数の種類の粗飼料を使用するよう、農林水産省により指導が行われており、中毒症状が発現する可能性のある全給与飼料中での濃度が報告されているので参考にすること。（参考情報：

<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poisoning/end-guide.html>) なお、これらより低い濃度でも発現が認められるとの報告もあることから、使用者への注意喚起を徹底すること。

IV 独立行政法人農林水産消費安全技術センターのモニタリングにおいて検出率の高い物質
該当なし

有害物質混入防止のための手順書（輸入粗飼料、例 別紙 2）

輸入粗飼料の規格の遵守状況確認表

担当者氏名	日 付	整理番号	確認方法
	平成 年 月 日		(現地・電話等)
輸入先			
輸入粗飼料の種類 (管理番号)			
輸入粗飼料の品質			
輸入粗飼料の安全性に係る情報	(記入上の注意事項：①栽培時及びサイロ等での保管時における農薬の使用状況やその農薬に関する相手先国での規制等の情報、②輸出・輸入業者の個別又は団体間の安全性に係る同意書又は覚書等があればその旨記載する。)		
参 考			

有害物質混入防止のための手順書（輸入粗飼料、例 別紙 3）

輸入粗飼料の種類	有害物質の種類	規格値	サンプリング方法 分析方法
スーダングラス	ブロモキシニル 硝酸態窒素 異物 ・ ・ ・	0.1ppm以下 概ね0.1%以下 異物を認めない ・ ・ ・	○サンプリング方法 1コンテナ当たり20ベールを抽出し、1ベール当たり50g以上均一に採取、混合し、2等分する。 サンプリングの頻度は、□□□については初回輸入時及び必要に応じて実施する。 保存用試料は、○ヶ月間保存する。 ○分析方法 飼料分析基準（農林水産省消費・安全局長通知）による。
ペレニアルライグラス (ストロー)	エンドファイト 毒素 ・	ロレトリムBとして 2000ppb未満 エルゴバリンとして 500ppb未満 ・	・ ・ ・
トールフェスク (ストロー)	エンドファイト 毒素 ・	ロレトリムBとして 2000ppb未満 エルゴバリンとして 500ppb未満 ・	・ ・ ・
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

有害物質混入防止のための手順書（輸入粗飼料、例 別紙 4～別紙 7） [略] 輸入飼料穀類の別紙 4～別紙 7 と同一

